

令和6年分 市・県民税（住民税）申告 及び所得税・復興特別所得税の確定申告

渋川市 税務課

今回申告していただく所得は、**令和6年中（令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間）に得た所得**です。

この申告内容は、市・県民税及び国民健康保険税などの賦課資料となるだけでなく、所得証明や児童手当、公営住宅入居等の申請のための基礎資料となります。

申告期限は、令和7年3月17日（月）です。

申告受付日時

場 所	期 間 (土・日曜日、祝日・休日は除く)	時 間
市役所第二庁舎あじさいホール	令和7年2月10日（月） ～3月17日（月）	午前の部 9:00～11:30 午後の部 13:00～15:30
各 行 政 セ ン タ ー 会 場 (伊香保・小野上・子持・赤城・北橋)	令和7年2月17日（月） ～3月17日（月）	午前の部 9:00～11:30 午後の部 13:00～15:30

- 第二庁舎あじさいホール（渋川市石原6-1）では当日分の整理券を配布しますが、規定枚数に達し次第配布終了となります。
- 混雑状況によっては、午前中にお越しいただいたとしても午後の受付になる場合があります。お時間に余裕を持ってお越しください。
- 各行政センターでは事業所得（営業・農業）・不動産所得がある方は受付できません。これらの所得がある方は、**第二庁舎**で申告してください。

申告にあたってのお願い

● 来場は極力控え、郵送等での提出をお願いします

【郵送で提出】…郵送で提出いただくと、会場で長時間お待たせすることがございません。3ページ「住民税申告の郵送受付」、4ページ「申告書提出に必要なもの」を参照のうえ、ご郵送ください。

【申告会場で提出】…完成している申告書は、第二庁舎・各行政センター会場で、お並びいただくことなく提出できます（市会場で受付対象外となっている内容についても、お預かりできます）。

【窓口で申告】…申告会場は混雑します。4ページ「申告書提出に必要なもの」をご用意のうえ、お時間に余裕を持ってお越しください。**混雑状況により受付時間内でも受付を終了する場合があります。**

※確定申告書はインターネット（国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」）を利用して提出できます。確定申告書を提出すると後日、市役所にその内容が連携されますので、市役所に対して別途住民税申告をする必要はありません。大変便利です。是非ご利用ください。

● 以下の申告については、渋川市では申告相談を受け付けられません

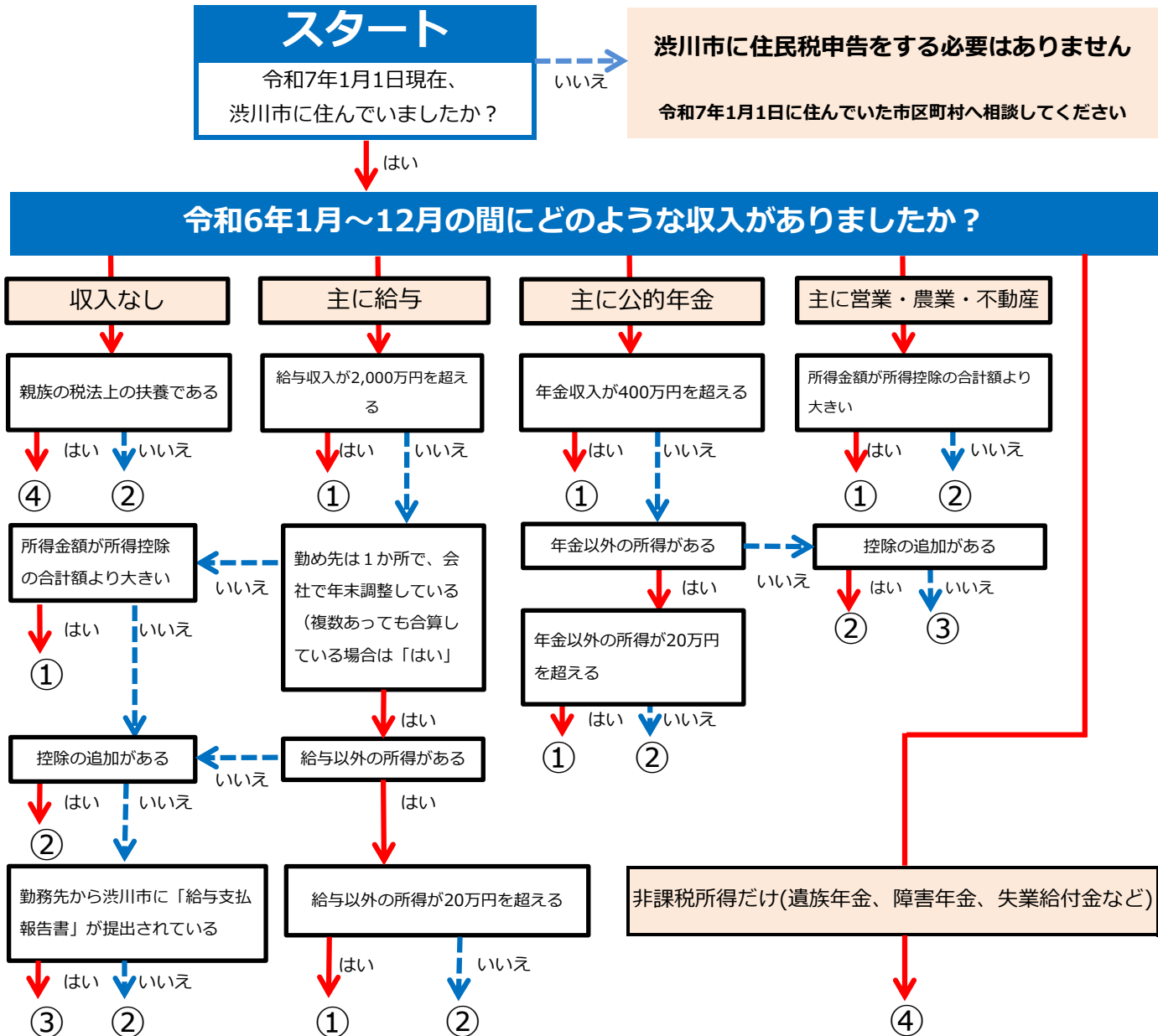
ビエント高崎(高崎税務署)での申告相談や国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

- ①譲渡所得（土地建物、株式、先物取引等）、山林所得、利子所得、総合譲渡所得、分離退職所得の申告
- ②住宅借入金等特別控除を受ける方のうち、1年目の申告及び連帯債務の申告
- ③青色申告、繰越損失申告、修正申告、更正の請求
- ④令和5年分以前の確定申告、準確定申告（死亡した人の申告）、贈与税・消費税の申告
- ⑤その他特殊な内容

暗号資産、変動所得、相続等にかかる生命保険契約に基づく年金、外国で受け取っている年金、年間取引報告書を用いて行う申告、雑損控除、外国税額控除、外国居住の人を扶養に追加する申告、災害減免)の申告など

住民税申告・確定申告 簡易判定フローチャート

※フローチャートは一般的な例を示しています。申告が必要かどうかの目安としてご利用ください。



《フローチャートの判定結果》

①	確定申告が必要です	所得税・復興特別所得税の確定申告を提出すれば、住民税の申告も行ったことになります。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する事項、金額があれば必ず記入してください。
②	住民税申告が必要です	簡易な内容なら電話申告が可能です。 所得税・復興特別所得税が源泉徴収されていて、還付を受けたい場合には、確定申告が必要です。
③	申告をする必要はありません	所得税・復興特別所得税が源泉徴収されていて、還付を受けたい場合には、確定申告が必要です。
④	申告が必要な場合があります	国民健康保険税の軽減措置や、国民年金保険料の申請免除を受ける場合、所得・税金に関する証明書が必要な場合は、住民税の申告が必要です。

インターネットによる確定申告「e-Tax」のご案内

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、申告に必要な書類を揃え、画面の指示に従って入力すれば、申告書を作成できます。

- ※ スマートフォンでもご利用いただけます。
- ※ マイナンバーカードやICカード対応スマホ、ICカードリーダーなどがあると、そのままインターネット経由で申告できます。

詳しくは、右記QRコードの読み取りまたは、「作成コーナー」で検索！



電話で住民税申告ができます

軽微な内容であれば、電話で住民税申告を受け付けます。来場が難しい場合などは、まずはご一報ください。

申告会場直通 ☎0279-22-2251

**電話申告受付期間 令和7年3月17日（月）まで（土日祝を除く）
午前9時～11時30分 午後1時～3時30分**

※住民税申告のうち、電話で受付できるのは次の内容に限ります

（1）収入がない場合の申告 （2）扶養や社会保険料控除（市で確認できるもの）の追加

※確定申告は電話で受付できません

住民税申告の郵送受付

郵送で提出いただくと、会場で長時間お待たせすることがございません。

次の要件①～③をすべて満たしていれば、住民税申告書が郵送で提出できます。

① 渋川市ホームページから住民税申告書等を印刷できる

- ・市からの郵送は行っておりません。

② ご自身で所得や控除を計算し、住民税申告書に記載できる

- ・資料を添付していただければ、申告書の内容に不備があった場合でも、正しい内容に訂正させていただきますのでご安心ください。

③ 計算した結果、所得税が発生しない

- ・所得税が発生または還付がある場合は確定申告をしてください。
- ・収入がなかった場合は電話申告が可能です。

※ 申告内容に関してご連絡させていただく場合がありますので、電話番号は必ず記入してください。

※ マイナンバーが記載された書類を提出するときは、マイナンバーカードの写し（両面）を添付する必要があります。

※ 提出された住民税申告書及び添付資料は市の課税資料となり、返却できません。

※ 住民税申告書の控えが必要な場合は、郵送する際にその旨を記載し、記載済の申告書 2 部と返信用封筒を同封してください（要切手）。收受後、こちらで受付印を押印し、1 部を返送いたします。

▼送付先 切り取って封筒の宛名にご利用ください

〒377-8501

群馬県渋川市石原80番地

渋川市役所 税務課市民税係 宛
（市県民税申告書在中）

申告書提出に必要なもの

チェック欄

☐ **黒のボールペン**

感染防止対策のため、筆記用具は持参してください。
なお、鉛筆・消えるインクのペンは使用できません。

☐ **マイナンバーのわかるもの・本人確認書類（確定申告の場合）**

☐ **利用者識別番号のわかるもの（確定申告の場合）**

税務署が発行する16ケタの番号です。番号が交付済みの方には税務署から番号の通知書類が届いています。または、税務署から送付される、確定申告お知らせハガキにも記載されています。

☐ **令和6年中の収入を証明するもの**

- ・給与所得者・・・源泉徴収票または事業主の支払証明書
- ・年金受給者・・・源泉徴収票



コピー・データ可

- ・事業所得及び不動産所得・・・収支内訳書

※申告の際はあらかじめ収支内訳書を完成させてからお越しく下さい。

- ・その他収入や経費が分かる書類

☐ **社会保険料（国民健康保険、国民年金等）・生命保険料・地震保険料等の控除を受ける方は、令和6年中に支払った金額を確認できる証明書**

※市役所第二庁舎または各行政センターにて申告する場合、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払証明書の提示・提出は省略することができます。

☐ **障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳または証明書**

☐ **勤労学生控除を受ける方は、学生証**

☐ **医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書(セルフメディケーション税制の場合は一定の取組を明らかにする領収書などを含む)**

※医療費控除の明細書様式は税務課や各行政センター窓口にて配布しています。また市ホームページ等からダウンロードすることもできます。

※医療費控除を申告する場合は、あらかじめ医療費控除の明細書を完成させてからお越しく下さい。

☐ **寄附金控除を受ける方は、寄附金の領収書**

※ふるさと納税ワンストップ特例をご利用されている方は、確定申告をすると特例が無効になります。確定申告をする場合は必ず寄附金控除も申告してください。

☐ **申告者の口座番号がわかるもの（還付申告の場合）**

※ マイナンバーが記載された書類の提出をするときは、本人確認が必要になります。申告書にマイナンバーを書き入れた場合は、申告者本人がマイナンバーカードを持ってお越しく下さい。郵送による申告の場合はマイナンバーカードのコピーを添付してください。

住民税の計算方法

所得金額

事業	営業等	販売業、飲食業、製造業、運送業、建設業、サービス業（旅館、クリーニング、理容、美容など）、医師、司法書士、外交員、作家などの事業による所得です。 ※ <u>収支内訳書（一般用）を作成してください。</u>				
	農業	農産物の生産、家畜の育成・肥育・採卵または酪農品の生産などによる所得です。 ※ <u>収支内訳書（農業所得用）を作成してください。</u>				
不動産		地代、家賃、駐車場代など土地や家屋などの貸付等による所得です。 ※ <u>収支内訳書（不動産所得用）を作成してください。</u>				
利子		公社債及び預貯金の利子による所得です。源泉徴収済みであれば申告不要です。				
配当		株式の配当、出資の配当及び剰余金の分配、証券投資信託の利益の分配による所得などです。 ※令和5年分確定申告から、課税方式を所得税と住民税とで一致させる改正がなされました。これにより、源泉徴収済みの配当所得等を確定申告で申告したとしても、住民税では申告しないこととする「申告不要制度」については、選択できなくなりました。				
給与	与	給料、賃金、賞与などによる所得です。パートやアルバイトも含まれます。 給与所得は、給与収入から次の表の計算で求めることができます。				
		給与等の収入金額		給与所得の金額		
		～550,999円		0円		
		551,000円～1,618,999円		収入金額－550,000円		
		1,619,000円～1,619,999円		1,069,000円		
		1,620,000円～1,621,999円		1,070,000円		
		1,622,000円～1,623,999円		1,072,000円		
		1,624,000円～1,627,999円		1,074,000円		
		1,628,000円～1,799,999円	収入金額÷4 (千円未満切捨て) ＝A	A×2.4+100,000円		
		1,800,000円～3,599,999円		A×2.8－80,000円		
		3,600,000円～6,599,999円		A×3.2－440,000円		
		6,600,000円～8,499,999円		収入金額×0.9－1,100,000円		
8,500,000円～		収入金額－1,950,000円				
雑	公的年金等	国民年金、厚生年金、恩給、共済年金などによる所得です。 次の表で年金分雑所得を求めることができます。 ※遺族年金や障害者年金は非課税ですので、ここに計上する必要はありません。				
		公的年金等の収入金額の合計額（A）		雑所得の金額		
				1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
		65歳未満 昭和35年1月2日以後生まれの方				
		～ 600,000円		0円	0円	0円
		600,001円 ～ 1,299,999円		(A)－600,000円	(A)－500,000円	(A)－400,000円
		1,300,000円 ～ 4,099,999円		(A)×0.75－275,000円	(A)×0.75－175,000円	(A)×0.75－75,000円
		4,100,000円 ～ 7,699,999円		(A)×0.85－685,000円	(A)×0.85－585,000円	(A)×0.85－485,000円
		7,700,000円 ～ 9,999,999円		(A)×0.95－1,455,000円	(A)×0.95－1,355,000円	(A)×0.95－1,255,000円
		10,000,000円 ～		(A)－1,955,000円	(A)－1,855,000円	(A)－1,755,000円
		65歳以上 昭和35年1月1日以前生まれの方				
		～ 1,100,000円		0円	0円	0円
		1,100,001円 ～ 3,299,999円		(A)－1,100,000円	(A)－1,000,000円	(A)－900,000円
		3,300,000円 ～ 4,099,999円		(A)×0.75－275,000円	(A)×0.75－175,000円	(A)×0.75－75,000円
		4,100,000円 ～ 7,699,999円		(A)×0.85－685,000円	(A)×0.85－585,000円	(A)×0.85－485,000円
		7,700,000円 ～ 9,999,999円		(A)×0.95－1,455,000円	(A)×0.95－1,355,000円	(A)×0.95－1,255,000円
		10,000,000円 ～		(A)－1,955,000円	(A)－1,855,000円	(A)－1,755,000円

雑	業 務	原稿料等の報酬、講演料、印税、シルバー人材センターからの支払など、給与や事業所得とは別の業務によって得た所得を計上します。
	そ の 他	郵便年金契約・生命保険契約の年金など、上記に当たらない所得です。
総 合 譲 渡		機械、特許権、ゴルフ会員権、競走馬、貴金属等の譲渡による所得です。 取得の日から譲渡の日までの所有期間 5年以内のもの…短期譲渡所得 5年を超えるもの…長期譲渡所得 ※特別控除額は短期・長期合わせて50万円です。収入金額から必要経費を引いた残額を限度とし、その金額が赤字のときは0円となります。
一 時		生命保険の返戻金、懸賞の賞金品、競輪・競馬などの払戻金などによる所得です。 ※特別控除額は50万円です。収入金額から必要経費を引いた残額を限度とし、その金額が赤字のときは0円となります。

【所得金額調整控除】

以下の2種類の調整額を、総所得金額計算時に給与所得控除後の給与等の金額から控除します。

- (1) 給与収入が850万円を超え、かつ次のいずれかに該当する場合は、850万円を超えた分（150万円を上限）の10%が給与所得から控除されます。
 - ①本人が特別障害者である
 - ②23歳未満の扶養親族がいる
 - ③特別障害者の同一生計配偶者または扶養親族がいる
- (2) 給与所得と年金所得があり、その所得の合計が10万円を超えるときは、給与所得（10万円を限度）＋年金所得（10万円を限度）－10万円の額が給与所得から控除されます。

※1の控除額がある場合には、1の控除後の金額から控除します。

※所得金額調整控除の適用を受ける場合は、住民税申告書の**1 収入金額等**欄内の **カ 給与**欄にある「**区分**」に以下の数字を記入します。（1）に該当…1、（2）に該当…2、（1）（2）両方に該当…3

分離課税所得

ここまでの所得とは別に、種類別にそれぞれの計算に基づき税額を算出する所得です。

源泉徴収で住民税がすでに天引きされていれば、申告する必要はありません。

分離譲渡	土地・建物等の譲渡による所得です。 「短期」・・・譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下のもの 「長期」・・・譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超えるもの ※道路開通などのため、国や自治体に依頼されて譲渡した場合（収用）は、特別控除がありますので、住民税申告をお願いいたします。
株式等の譲渡	株式等の有価証券の譲渡による所得。損失の繰越をする場合は確定申告をしてください。
上場株式等の配当等	株式の配当、出資の配当及び剰余金の分配、証券投資信託の利益の分配などによる所得。
先物取引	先物取引による所得。損失の繰越をしたときは確定申告をしてください。
山林	5年を超える期間所有した山林を伐採または立木のまま譲渡したときの所得。申告する場合は確定申告をしてください。 所有期間が5年以内だった場合は事業所得または雑所得になります。
退職	退職に際し、勤務先から受ける退職金・一時恩給などによる所得。原則源泉徴収されているので、申告する必要はありません。

※譲渡所得、譲渡所得と通算している配当所得、先物取引、山林所得の申告は、渋川市の申告受付では対応できません（収用を除く）。

所得から差し引かれる金額（所得控除）

社会保険料控除	前年中に支払った国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険、国民年金、厚生年金、雇用保険、農業者年金などの保険料。生計を一にする親族が受け取る公的年金から直接差し引かれる社会保険料は、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。 [控除額] 支払額＝控除額 ※この控除を受ける場合は、証明書が必要です。																												
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度等の掛金がある場合。 [控除額] 支払額＝控除額 ※この控除を受ける場合は、証明書が必要です。																												
生命保険料控除	前年中に生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合。 [控除額] 次の表により計算した額。生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料がそれぞれある場合は、それぞれを下記の計算式で計算し、合計額を控除額とします（上限額70,000円）。 ※この控除を受ける場合は、保険料の支払証明書が必要です。 ①新契約（H24.1.1以降の契約）に基づく場合の控除額 <table data-bbox="391 1003 1433 1193"> <tr> <th>支払った保険料の金額</th><th>控除額の計算式</th></tr> <tr> <td>～ 12,000円</td><td>支払った保険料の全額</td></tr> <tr> <td>12,001円 ～ 32,000円</td><td>支払った保険料の合計額×0.5+6,000円</td></tr> <tr> <td>32,001円 ～ 56,000円</td><td>支払った保険料の合計額×0.25+14,000円</td></tr> <tr> <td>56,001円 ～</td><td>28,000円（上限額）</td></tr> </table> ②旧契約（H23.12.31以前の契約）に基づく場合の控除額 <table data-bbox="391 1272 1433 1462"> <tr> <th>支払った保険料の金額</th><th>控除額の計算式</th></tr> <tr> <td>～ 15,000円</td><td>支払った保険料の全額</td></tr> <tr> <td>15,001円 ～ 40,000円</td><td>支払った保険料の合計額×0.5+7,500円</td></tr> <tr> <td>40,001円 ～ 70,000円</td><td>支払った保険料の合計額×0.25+17,500円</td></tr> <tr> <td>70,001円 ～</td><td>35,000円（上限額）</td></tr> </table> ③新契約と旧契約の両方に加入している場合の控除額 新契約と旧契約の両方に加入している場合の新（旧）生命保険料または新（旧）個人年金保険料は、生命保険料または個人年金保険料の別に、次のいずれかを選択して控除額を計算することができます。 <table data-bbox="391 1648 1433 1877"> <tr> <th>適用する生命保険料控除</th><th>控除額</th></tr> <tr> <td>新契約のみ</td><td>①の計算式に基づき算定した控除額</td></tr> <tr> <td>旧契約のみ</td><td>②の計算式に基づき算定した控除額</td></tr> <tr> <td>新契約と旧契約の両方</td><td>①の計算式に基づき算定した新契約の控除額と②の計算式に基づき算定した旧契約の控除額の合計額（上限額28,000円）</td></tr> </table>	支払った保険料の金額	控除額の計算式	～ 12,000円	支払った保険料の全額	12,001円 ～ 32,000円	支払った保険料の合計額×0.5+6,000円	32,001円 ～ 56,000円	支払った保険料の合計額×0.25+14,000円	56,001円 ～	28,000円（上限額）	支払った保険料の金額	控除額の計算式	～ 15,000円	支払った保険料の全額	15,001円 ～ 40,000円	支払った保険料の合計額×0.5+7,500円	40,001円 ～ 70,000円	支払った保険料の合計額×0.25+17,500円	70,001円 ～	35,000円（上限額）	適用する生命保険料控除	控除額	新契約のみ	①の計算式に基づき算定した控除額	旧契約のみ	②の計算式に基づき算定した控除額	新契約と旧契約の両方	①の計算式に基づき算定した新契約の控除額と②の計算式に基づき算定した旧契約の控除額の合計額（上限額28,000円）
支払った保険料の金額	控除額の計算式																												
～ 12,000円	支払った保険料の全額																												
12,001円 ～ 32,000円	支払った保険料の合計額×0.5+6,000円																												
32,001円 ～ 56,000円	支払った保険料の合計額×0.25+14,000円																												
56,001円 ～	28,000円（上限額）																												
支払った保険料の金額	控除額の計算式																												
～ 15,000円	支払った保険料の全額																												
15,001円 ～ 40,000円	支払った保険料の合計額×0.5+7,500円																												
40,001円 ～ 70,000円	支払った保険料の合計額×0.25+17,500円																												
70,001円 ～	35,000円（上限額）																												
適用する生命保険料控除	控除額																												
新契約のみ	①の計算式に基づき算定した控除額																												
旧契約のみ	②の計算式に基づき算定した控除額																												
新契約と旧契約の両方	①の計算式に基づき算定した新契約の控除額と②の計算式に基づき算定した旧契約の控除額の合計額（上限額28,000円）																												

地震保険料控除	前年中に地震保険料を支払った場合。 平成18年末までに契約した保険期間10年以上で満期返戻金がある長期損害保険料は経過措置により支払額の一定額が控除されます。 [控除額] 次の表により計算した額。地震保険料と長期損害保険料が両方ある場合は、それぞれを計算し、合計額を控除額とします。ただし、1つの契約が地震保険料、長期損害保険料のいずれにも該当する場合はいずれか1つのみに該当するものとして計算します。（上限額25,000円） ※この控除を受ける場合は、保険料の支払証明書が必要です。 <table><tr><th>保険料の区分</th><th>支払った保険料の金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td rowspan="2">地震保険料</td><td>～ 50,000円</td><td>支払った保険料の合計額×0.5</td></tr><tr><td>50,001円 ～</td><td>25,000円（上限額）</td></tr><tr><td rowspan="3">長期損害保険料</td><td>～ 5,000円</td><td>支払った保険料の全額</td></tr><tr><td>5,001円 ～ 15,000円</td><td>支払った保険料の合計額×0.5+2,500円</td></tr><tr><td>15,001円 ～</td><td>10,000円（上限額）</td></tr></table>	保険料の区分	支払った保険料の金額	控除額	地震保険料	～ 50,000円	支払った保険料の合計額×0.5	50,001円 ～	25,000円（上限額）	長期損害保険料	～ 5,000円	支払った保険料の全額	5,001円 ～ 15,000円	支払った保険料の合計額×0.5+2,500円	15,001円 ～	10,000円（上限額）
保険料の区分	支払った保険料の金額	控除額														
地震保険料	～ 50,000円	支払った保険料の合計額×0.5														
	50,001円 ～	25,000円（上限額）														
長期損害保険料	～ 5,000円	支払った保険料の全額														
	5,001円 ～ 15,000円	支払った保険料の合計額×0.5+2,500円														
	15,001円 ～	10,000円（上限額）														
寡 婦 控 除	[控除額] <table><tr><th colspan="2">区分（要件等）</th><th>控除額</th></tr><tr><td rowspan="2">寡婦</td><td>①夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の方</td><td>260,000円</td></tr><tr><td>②夫と死別・離婚した後再婚していない方で、前年中の合計所得金額が500万円以下かつ前年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子以外の扶養親族がいる方</td><td>260,000円</td></tr></table> ※生計を一にする子以外の扶養親族のうち、他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている方は除きます。 ※扶養親族には、年少扶養親族も含みます。	区分（要件等）		控除額	寡婦	①夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の方	260,000円	②夫と死別・離婚した後再婚していない方で、前年中の合計所得金額が500万円以下かつ前年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子以外の扶養親族がいる方	260,000円							
区分（要件等）		控除額														
寡婦	①夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の方	260,000円														
	②夫と死別・離婚した後再婚していない方で、前年中の合計所得金額が500万円以下かつ前年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子以外の扶養親族がいる方	260,000円														
ひ と り 親 控 除	[控除額] <table><tr><th colspan="2">区分（要件等）</th><th>控除額</th></tr><tr><td>ひとり親</td><td>配偶者と死別・離婚した後再婚していない方、または事実上婚姻関係にある者がいない方で、前年中の合計所得金額が500万円以下かつ前年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる方</td><td>300,000円</td></tr></table> ※生計を一にする子のうち、他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている方は除きます。 ※扶養親族には、年少扶養親族も含みます。	区分（要件等）		控除額	ひとり親	配偶者と死別・離婚した後再婚していない方、または事実上婚姻関係にある者がいない方で、前年中の合計所得金額が500万円以下かつ前年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる方	300,000円									
区分（要件等）		控除額														
ひとり親	配偶者と死別・離婚した後再婚していない方、または事実上婚姻関係にある者がいない方で、前年中の合計所得金額が500万円以下かつ前年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる方	300,000円														
勤 労 学 生 控 除	大学や高校の学生や生徒で、前年中の合計所得金額が75万円以下であり、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の方。 [控除額] 260,000円 ※この控除を受ける場合は、学生証等の提示が必要です。															

障 害 者 控 除

前年12月31日現在（年の途中で死亡した方は死亡当時）、あなたやあなたの扶養する配偶者や親族が障害者である場合。

【控除額】

障害者控除の区分	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	控除額
普通障害	3級以下	B	2級・3級	260,000円
特別障害	1級・2級	A	1級	300,000円
同居特別障害				530,000円

※この控除を受ける場合は、障害者手帳または証明書の提示が必要です。
※介護認定を受けている場合、介護度によって障害者控除を受けられる場合があります。

配 偶 者 控 除 ・
配 偶 者 特 別 控 除

前年12月31日現在（年の途中で死亡した方は死亡当時）生計を一にする配偶者を有する場合は、配偶者の合計所得金額に応じて控除されます。（内縁、他の方の扶養親族、事業専従者を除く。）

【配偶者控除】

配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下のとき。

【控除額】

	控除額			
	本人所得 900万円以下	本人所得 950万円以下	本人所得 1,000万円以下	本人所得 1,000万円超
控除対象配偶者	330,000円	220,000円	110,000円	0円
老人控除対象配偶者	380,000円	260,000円	130,000円	0円

【配偶者特別控除】

配偶者の前年中の合計所得が48万円を超え133万円以下のとき、段階的に控除が受けられます。ただし、あなたの所得が900万円を超える場合は控除額が少なくなり、さらに1,000万円を超えると控除額は0円になります。

【控除額】

配偶者の合計所得金額	控除額		
	本人所得900万円以下	本人所得950万円以下	本人所得1,000万円以下
480,001円 ～ 1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
1,000,001円 ～ 1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
1,050,001円 ～ 1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
1,100,001円 ～ 1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
1,150,001円 ～ 1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
1,200,001円 ～ 1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
1,250,001円 ～ 1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円
1,300,001円 ～ 1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円
1,330,001円以上	0円	0円	0円

扶養控除

前年12月31日現在（年の途中で死亡した方は死亡当時）生計を一にする親族で、前年中の合計所得金額が48万円以下の場合。

[控除額]

扶養親族の年齢	控除対象扶養親族の区分		控除額
0歳～15歳 (平成21年1月2日～令和7年1月1日生まれ)	対象外 ※		0円
16歳～18歳 (平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれ)	控除対象扶養親族		330,000円
19歳～22歳 (平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ)	特定扶養親族		450,000円
23歳～69歳 (昭和30年1月2日～平成14年1月1日生まれ)	控除対象扶養親族		330,000円
70歳～ (昭和30年1月1日以前生まれ)	老人扶養親族	同居老親等以外	380,000円
		同居老親等	450,000円

令和7年1月1日時点の年齢で判断してください。

※平成23年分の申告から年齢16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に対する扶養控除は廃止され、扶養控除の対象になりませんが、個人住民税の均等割算定などに適用できるため、16歳未満の方を扶養している場合は、申告をお願いいたします。

基礎控除

課税計算において適用される控除ですが、合計所得金額が2,400万円を超えると控除額が逡減し、2,500万円を超えた場合は控除が適用されなくなります。

[控除額]

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

雑損控除

前年中に地震、火災、盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合。

[控除額] 次のいずれか多い方の金額

①（損失額－補てん金）－（総所得金額等×10%）

②災害関連支出の金額－5万円

※この控除を受ける場合は、被害を受けた資産等の額がわかるもの、り災証明書（写し可）、盗難証明書等が必要です。

医療費控除の明細書は自宅で事前に作成してください

医 療 費 控 除	【医療費控除】 前年中に支払った医療費、医薬品の購入費などの合計額が10万円（または総所得金額等の5%のいずれか少ない方）を超える場合、その超えた分が控除の金額となります（最高限度額200万円）。 【控除額】 支払額－保険等の補てん金－（10万円または総所得金額等の5%の少ない方） ※この控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書」または「医療費のお知らせ」が必要です。 ※総所得金額等×5%の計算において、小数点以下は切り捨てます。 【補足】 ●医療費は、本人及び生計を一にしている親族の分も合算することができます。 ●医療費控除の申告には「医療費控除の明細書」の添付が必要です。その集計に使った領収書は、申告者が5年間保管する必要があります。申告内容によっては調査の連絡が行く場合がありますのでご承知おきください。 ●「医療費控除の明細書」に健康保険組合等から届く「医療費のお知らせ」を添付すれば、そのお知らせに掲載されている分の医療費の領収書は5年間保管する必要はありません。 ●生命保険金や高額療養費など、その医療に係る補てんを受けている場合は、それらも計上する必要があります。
	 控除額が多い方を選択します（併用はできません）
	【医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）】 平成30年度～令和9年度課税分の住民税控除において、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）が適用できます。ただし、前述の医療費控除との併用はできません。 あなたが健康の保持増進や疾病の予防への「一定の取組」を行っていて、あなたや生計を一にする親族のためにスイッチOTC医薬品の購入費を12,000円以上購入した場合（最高限度額8万8千円）。 【控除額】 支払額－保険等の補てん金－1万2千円 ※この控除を受ける場合は、セルフメディケーション税制の明細書及び「一定の取組」を明らかにする領収書等が必要です。申告時には、人間ドックや予防接種の領収書も用意してください（取組に要した費用は控除対象外です）。 「一定の取組」とは ①保険者が実施する健康診断 ②市町村が実施するがん検診や健康増進事業として行う健康診査 ③予防接種（定期接種またはインフルエンザワクチンの予防接種） ④勤務先で実施する定期健康診断

税 額 控 除

税額控除は所得控除とは異なり、税率をかけた後に控除するものです。

(1) 調整控除

調整控除とは、所得税と住民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除等）の差額に基因する負担増を調整するため、所得割額から一定の金額を控除するものです。

	市民税	県民税
合計課税所得金額 200万円以下	① 所得税との人的控除額の差の合計額	
	② 合計課税所得金額	
	①と②のいずれか小さい額×3%	①と②のいずれか小さい額×2%
合計課税所得金額 200万円超	① 所得税との人的控除額の差の合計額	
	② 合計課税所得金額－200万	
	(①－②) (5万円を下回るときは5万円) ×3%	(①－②) (5万円を下回るときは5万円) ×2%

※合計課税所得とは、課税総所得金額、課税退職所得金額および山林所得金額の合計額です。

※合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除は適用されません。

(参考) 市・県民税と所得税との人的控除額の差

控除の種類		控除差			控除差		
基礎控除		5万円	控除の種類		納税者本人の所得金額		
障害者控除	普通障害者	1万円	配偶者控除	一般	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	特別障害者	10万円		老人	5万円	4万円	2万円
	同居特別障害者	22万円			10万円	6万円	3万円
寡婦控除		1万円	配偶者	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
ひとり親控除	父	1万円	特別控除※	50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円
	母	5万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
勤労学生控除		1万円		特定	18万円	同居老親等	13万円

(2) 配当控除

課税標準額	市民税	県民税
1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%
1,000万円超の部分	0.8%	0.6%

※ 特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配や一般外貨建等証券投資信託の収益の分配は割合が変わります。

(3) 住宅借入金等特別税額控除

所得税の申告で住宅借入金等特別控除の適用を受け、住宅借入金等特別控除等適用前の所得税額＜住宅借入金等特別控除だった場合、その超えた分が住民税から控除できる場合があります（市民税3/5、県民税2/5）。

この控除を適用するには年末調整または確定申告をしてください。

（４）寄附金税額控除

住民税控除の対象となる寄附金

- ①地方公共団体（ふるさと納税）
- ②住所地の共同募金会
- ③住所地の日本赤十字社支部
- ④群馬県または渋川市が条例で指定した寄附金

〔控除額〕

（寄附金合計-2,000円）×10%（市民税6%、県民税4%）

さらに①の寄附金については、所得割額の20%を限度として

（①の寄附金-2,000円）×（90%-寄附者の所得税率）を加算（市民税3/5、県民税2/5）

※ ふるさと納税ワンストップ特例の場合は、所得税の控除分が住民税の控除となります。

※ ④で、群馬県の条例でのみ指定した寄附金の場合は、県民税のみ控除されます。

配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

配当所得や株式譲渡所得で、住民税として源泉徴収される5%の税額があります。

住民税申告にて配当所得や株式譲渡所得を申告したとき、本税額も申告することでこの源泉徴収分を所得割額から控除します（市民税3/5、県民税2/5）。

市民税・県民税が課税されない人

住民税は所得額に応じて税額を決める「所得割」と、一定以上の所得がある人に定額でかかる「均等割」から成り立っています。

所得割と均等割それぞれに非課税規定が設けられています。

均等割・所得割どちらも課税されない人（＝非課税）

- ・課税される年の1月1日時点で生活保護法による生活扶助を受けている方
- ・障害者、未成年者、ひとり親、寡婦に該当し、かつ前年の合計所得金額が135万円以下の方
- ・前年の合計所得金額が次の金額以下の方

28万円×（同一生計配偶者及び扶養人数の合計+1）+10万円（+ 16万8千円※）

※16万8千円は同一生計配偶者・扶養親族がいる場合のみ加算

所得割が課税されない人

- ・上記の非課税規定を超え、かつ前年の総所得金額等が次の金額以下の方

35万円×（同一生計配偶者及び扶養人数の合計+1）+10万円（+ 32万円※）

※32万円は同一生計配偶者・扶養親族がいる場合のみ加算

均等割額と所得割額

【均等割額】

区分	市民税	県民税	国税	合計
上乗せ前の均等割	3,000円	1,000円		4,000円
ぐんま緑の県民税 (令和10年度まで)		700円		700円
森林環境税(国税)			1,000円	1,000円
合計	3,000円	1,700円	1,000円	5,700円

【所得割額】

区分	市民税	県民税
税率	6%	4%

税額の計算方法

$$\begin{array}{c} \text{総所得金額} \\ \text{(5～6ページで算出した所得の合計)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{所得控除合計額} \\ \text{(7～11ページで算出した所得控除の合計)} \end{array} = \text{課税標準}$$

$$\text{課税標準} \times \begin{array}{c} \text{税率} \\ \text{(市6\%、県4\%の計10\%)} \end{array} = \text{算出所得割額}$$

$$\text{算出所得割額} - \begin{array}{c} \text{税額控除額} \\ \text{(12～13ページ参照)} \end{array} = \text{所得割額}$$

$$\text{所得割額} + \begin{array}{c} \text{均等割額} \\ \text{(上記参照)} \end{array} = \text{市・県民税額}$$

※ 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

※ 配当割額や株式等譲渡所得割額などの納付済みの住民税があり、それを申告している場合は、控除不足額として年税額から差し引きます。

所得がなかった人

申告書裏面の「16 所得がなかった人の記載事項」に必要事項を記入してください。なお、記入いただいた内容について調査させていただく場合もありますので、ご承知おきください。

(1) R7.1.1現在で学生だった。

◆在学している学校と学年を記載してください。

(2) 下記の者から扶養・援助(仕送り)を受けていた。

◆同居・別居を選んで○を付け、別居の場合は住所地を記載してください。

◆氏名、続柄を記載してください。

(3) 遺族年金・障害年金・児童手当・失業保険・労災保険・生活保護費を受給していた。

◆該当するものに○をつけてください。受給期間と受給金額を記載してください。

(4) その他(所得のなかった理由及び生活費の入手など)

◆預貯金で生活していた場合は○を付け、その他の場合は生活状況を[]内にわかりやすく記入してください。

事業（営業、農業）所得・不動産所得がある方へ

- 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずる業務を行う全ての方は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要になりました。
 - 所得税及び復興特別所得税の申告が必要ない白色申告の方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。
- ※ 記帳のしかたについてお分かりにならない点がございましたら、高崎税務署にお尋ねいただくか、国税庁のサイトをご覧ください。

高崎税務署 Tel027-322-4711（代表）

収支内訳書について

- 確定申告では、事業所得（営業・農業）及び不動産所得を申告しようとするときは「収支内訳書」を提出していただくことになっています。
- 事業所得、不動産所得があっても所得税が発生しない場合は確定申告をする必要はありません（青色申告等を除く）が、住民税申告はする必要があります。そのため、「収支内訳書」の作成をお願いいたします。



主な必要経費は以下のとおりです。事業に関係するもののみ計上してください。

項目	内容	項目	内容
仕入金額	前年中の仕入れにかかる金額を、仕入れ帳・請求書などから集計して計上	修繕費	建物、備品、機械、車両等の維持修理代など
租税公課	固定資産税、自動車税など	消耗品費	事務用品代、ガソリン代など
水道光熱費	水道、下水道、電気、ガス代など	給料・賃金	従業員の給料、賃金、手当、賞与、現物給与など（専従者への支払分は除く）
旅費交通費	交通費、宿泊費など	地代・家賃	土地・店舗などを賃借している場合の地代、家賃など
通信費	電話料、切手代、郵便料など	減価償却費	事業用固定資産(耐用年数1年以上、取得価額10万円以上のもの)の償却費
損害保険料	店舗・工場等の火災保険料、事業用自動車の損害保険料など		

事業専従者について

- 白色申告の場合、生計を一にする親族（15歳未満の人や配偶者控除・扶養控除を受ける人を除く）が、1年のうち6か月を超える期間を事業に専ら従事している場合、次の①・②のうち少ない方の金額を控除できます。
 - ① 事業所得の金額（専従者控除前）÷（事業専従者の人数＋1）
 - ② 配偶者 86万円 その他の親族 50万円

市・県民税申告書の提出先・お問い合わせ

〒377-8501 渋川市石原80番地 渋川市役所 税務課 市民税係
電話 0279-22-2251（申告会場直通）

- 申告期間中とその前後はお問い合わせが集中するため、電話がつながりにくい場合があります。

令和6年度 市・県民税申告書

社会保険料の支払証明等により金額を記入します。
国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付額は、浜川市役所で金額が分かります。

1 収入金額の欄での給与や年金は、経費や税金、保険料等を差し引かず、源泉徴収票にある支払金額をそのまま記入します。

1 複数の場所から支給されている場合は収入の種類ごとに合算して計上してください。

生命保険料控除は5種類あります。支払証明をよくご確認ください、該当する種類の欄に支払額(12月までの支払予定額)をそのまま記入してください。
(5万円、10万円等と書かれると、それを支払額として控除額の計算をしてしまいます。)

身体障害、知的障害、精神障害などに本人または扶養する方が該当する場合は記入してください。

等級によって控除額が変わりますので等級も記入してください。

扶養は重複(同じ1人を2人が扶養にとること)にならないよう気をつけてください。
市外の人を扶養に取るときは裏面13に氏名と住所を記載してください。

右欄の2、4は、左欄や裏面の情報を元に所得金額、控除金額を計算して書き入れます。
税務課で計算しますので、記入しなくても問題ありません。

令和6年中に支払った医療費の合計を記入します(領収日が基準となります)。
医療により生命保険や高額医療費などの補てんがあった場合は隣の欄に記入してください。

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続等における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第6項に規定する個人番号という。）を記載してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納付方法

- ☐ 給与から差し引き（特別徴収）
☐ 自分で納付（普通徴収）

6 給与所得の内訳

（日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。）

月	日	給	勤務日数	月収
1				150,000
2				100,000
3				140,000
4				120,000
5				90,000
6				90,000
7				90,000
8				100,000
9				100,000
10				100,000
11				110,000
12				200,000
賞与等				円
合計				1,390,000
勤務先所在地				
勤務先名				〇×商事
電話番号				〇×-〇×〇×

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
不動産	渋川市石原〇×	300,000	50,000	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円
		国外株式等に係る外国所得税額	

9 雑所得（公

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
総合譲渡	円	円	円	円	円
一時所得					
合計	コ＋[(サ＋シ)×1/2]				

11 寄附金控除に関する事項

都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金額	住所地の道府県共同基金又は日本赤十字社の支部に対する寄附金額	群馬県、渋川市の条例で指定された寄附金
円	円	寄附先
		指定区分
		群馬県・渋川市
		群馬県・渋川市
計	円	市民税分計
		県民税分計

12 専従者に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額
			大・昭 平・令 大・昭		円
所得税に付する青色申告の承認の有無					額

13 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	住
渋川 美子	群馬県前橋市〇〇××
渋川 二郎	群馬県前橋市〇〇××

14 所得金額調整控除に関する事項

氏名	大・昭 平・令
生年月日	
別居の場合の住所	
特別障害者に該当する場合	身体・精神・療育

15 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。	
配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

事業(営業・農業)・不動産所得がある方は、こちらに記入します。帳簿を作成し、収入と経費をまとめておいてください。

お勤め先で源泉徴収票がもらえない場合は、給与明細等を参考にこちらに記入することになります。

同居ではない親族を扶養に取る場合は、ここに住所を記入してください。

1月～12月の間全く収入がなかった場合は、その間どのように生活していたのかこちらに記入してください。

16 記載事項

(この欄は、非課税証明、国民健康保険等の基礎資料となりますので、ご記入のうえ提出してください。)

- (1) R7.1.1現在で学生だった。
 学校 年在学中
- (2) 下記の者から扶養・援助(仕送り)を受けていた。
 同居・別居()
 氏名 続柄
- (3) 遺族年金・障害年金・児童手当・失業保険・労災保険・生活保護を受給していた。
 年 月～ 年 月迄 円
- (4) その他(所得のなかった理由及び生活費の入手など)

- ・預貯金
 ・その他